

# 第5回八女市教育委員会会議録

(平成28年7月定例会)

日 時 平成28年7月20日(水)  
自 午後1時30分  
至 午後2時17分

場 所 八女市役所 301会議室

教育長及び出席委員	教 育 長	西 島 民 生
	職務代理者	内 藤 昭 典
	委 員	金ヶ江 悦 子
	委 員	山 崎 久美子
	委 員	加 藤 哲 英

事務局	教 育 次 長	橋 本 吉 史
	学校教育課長	持 丸 末 喜
	人権・同和教育課長	平 島 隆 夫
	文化振興課長	栗 秋 克 彦
	学校教育課総務係長	栗 山 哲 也
	学校教育課学務係長	江 崎 由 美
	文化財保護係長	中 川 寿賀子
	指 導 主 事	橋 爪 伸 行
	指 導 主 事	柘 山 俊 朗
	指 導 主 事	橋 爪 英 典
	指 導 主 事	中 尾 薫

議案第10号 八女市立学校の児童生徒が通学に利用する路線バスの定期券交付規程の一部改正(案)

議案第11号 八女市文化財の指定(案)

教育長

ただいまから平成28年度第5回八女市教育委員会を始めます。

それでは、議案第10号「八女市立学校の児童生徒が通学に利用する路線バスの定期券交付規程の一部改正(案)」について説明を事務局からお願いします。

議案第10号 八女市立学校の児童生徒が通学に利用する路線バスの定期券交付規程の一部改正(案)

事務局 議案説明  
教育長 何かご意見・ご質問はありませんか。  
A委員 今回追加される第2号の「その他特別の事由により教育長が認めた児童生徒」の対象となる人は、説明にあった特別支援学級の生徒以外にありますか。  
事務局 今回の改正は、その対象者を支援するために改正するもので、それ以外の対象者は現在のところありません。  
B委員 条文にある路線バス利用対象地域の児童生徒の中には、スクールバスを利用して  
いる方もありますか。  
事務局 基本的に路線バスを利用できる地域では、スクールバスの運行はしていません。  
A委員 条文にある星野村の小野1区、小野2区については、スクールバスは運行して  
いないのですか。  
B委員 この地区については、路線バスが利用できるためにそちらを優先して、路線バス  
が無い地区をスクールバスで送迎しているようです。  
教育長 それでは議案第10号は、原案のとおり承認致します。  
次に、議案第11号「八女市文化財の指定（案）」について説明を事務局からお  
願いします。

#### 議案第11号 八女市文化財の指定（案）

事務局 議案説明  
教育長 何かご意見・ご質問はありませんか。  
木馬（きんま）道と炭焼窯は、国有林に位置するという事で、文化財の指定は  
出来ないのですね。  
事務局 国有林だから指定が出来ないという事ではなく、指定するには国との協議時間が  
必要となりますので、時間を要するという理由で今回の指定から除外したもので  
す。  
教育長 木馬道と炭焼窯の文化的価値は、どのようなものですか。  
事務局 木馬道と炭焼窯は、正粉官山（しょうふんかんざん）と言われる遺跡なのですが、  
これは石積みや切り通しなどが残っており、非常に歴史的に貴重なものだ  
と認識して  
おります。  
教育長 指定申請者の意向としては、今回は除外されたけれども、今後時間がかかっても  
指定申請を行いたいということでしょうか。  
事務局 申請団体の皆様は、大変高齢の方々ばかりでありますので、指定が可能なものか  
ら少しずつでも指定を受けたいとの事でした。  
A委員 木馬道は、現在でも残っているのですか。  
事務局 木馬道の道幅とその石垣は残っております。  
A委員 その道は、現在利用されていますか。  
事務局 現在は、利用されておられません。現在の登山道から更に上に位置するところにあ  
ります。

教育長

文化財専門委員会では、現地調査を終え「文化財の指定は、適当である」との答申もいただいておりますので、議案第11号は、原案のとおり承認致します。

#### 協議事項

- (1) 総合教育会議事前協議
- (2) 平成29年度 通学区域の弾力的運用実施計画（案）

#### 報告事項

- (1) 八女市の平和事業の取り組み
- (2) 後援依頼（専決1件）

#### その他

- (1) 第6回八女市教育委員会（移動教育委員会）  
（案）8月25日（木）午後7時 黒木支所 1階大会議室